

京都市交通局管理規程 6-0（京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程）の一部を次のように改正する。

平成18年3月22日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第13条第2項第1号を次のように改める。

(1) 1学期券 4月6日から7月31日まで

別表第1第3号の表中

「

南8	横大路車庫前～竹田駅東口	桃陵団地前，丹波橋，藤ノ森
----	--------------	---------------

」

を

「

南8	横大路車庫前～竹田駅東口	国道大手筋，中書島，桃陵団地前，丹波橋，藤ノ森
----	--------------	-------------------------

」

に改める。

別表第2第37号を次のように改める。

(37) 南8号系統

横大路車庫前	200	200	200	200	200	200	200	200	200
国道大手筋	200	200	200	200	200	200	200	200	200
三栖公園前	200	200	200	200	200	200	200	200	200
西大手筋	200	200	200	200	200	200	200	200	200
中書島	200	200	200	200	200	200	200	200	200
京阪中書島・伏見港公園	200	200	200	200	200	200	200	200	200
桃陵団地前	200	200	200	200	200	200	200	200	200
御香宮前	200	200	200	200	200	200	200	200	200
丹波橋	200	200	200	200	200	200	200	200	200
竹田駅東口	200	200	200	200	200	200	200	200	200

「京阪中書島・伏見港公園」は、竹田駅東口行き方面のみ停車する。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項第1号の改正規定は、平成18年3月23日から施行する。

(交通局企画総務部企画課)